

表 彰 規 程

(目的)

1. この規程は、本連盟が行う表彰について定めることを目的とする。

(表彰の種類)

2. 本連盟の行う表彰は、次の7種類とする。なお、必要に応じて特別賞を贈ることもある。
 - (1) 男子優秀選手賞
 - (2) 女子優秀選手賞
 - (3) 学生功労賞
 - (4) 功労賞
 - (5) 指導者功労賞
 - (6) 運営功労賞
 - (7) 特別功労賞

(推薦基準)

3. 表彰の種類別推薦基準は、次の通りとする。

(1) 男子優秀選手賞

男子優秀選手賞は、本連盟の競技水準の向上に貢献した男子選手に贈る。

- ア. オリンピック大会および世界選手権大会に学生として出場した者。
- イ. FISUワールドユニバーシティゲームズ大会に出場し、入賞した者。
- ウ. アジア大会に学生として出場し、入賞した者。
- エ. U20世界選手権大会に学生として出場し3位以内に入賞した者。
- オ. 世界室内選手権大会で入賞した者。
- カ. 本連盟記録突破者および世界50傑以内に入った者。

(2) 女子優秀選手賞

女子優秀選手賞は、本連盟の競技水準の向上に貢献した女子選手に贈る。推薦基準は、男子優秀選手賞に準ずるものとする。

(3) 学生功労賞

学生功労賞は、本連盟の発展に尽力した学生役員のうち、その功績が特に顕著な者に贈る。

(4) 功労賞

功労賞は、本連盟の発展に尽力した幹部役員のうち、その功績が特に顕著な者に贈る。

(5) 指導者功労賞

指導者功労賞は、本連盟加盟校陸上競技部の部長、監督、コーチまたは、それに準ずる指導者として多年にわたり本連盟の発展に尽力し、その功績が特に顕著な者に贈る。

- ア. 本表彰規定3の(1)および(2)に該当する選手を直接指導した指導者。
- イ. 本連盟加盟校陸上競技部の運営および競技水準の向上などに尽力し、特にその功績が顕著な者。ただし、アの項目に該当する同一人の複数回の表彰はありうるが、2度以降は表彰式への参列を求めず賞状(プレート)の贈呈を行うものとする。

(6) 運営功労賞

運営功労賞は、本連盟の役員を10年以上つとめ、運営面において多大の貢献をした者に贈る。

(7) 特別功労賞

特別功労賞は、本連盟の主催する事業に協力し、その功績が特に顕著な者に贈る。

(奨学金)

4. 男子優秀選手賞(前記3(1)ア～オに該当する者)、女子優秀選手賞(同上)、本連盟記録突破者(下記(1))および各種目世界50傑以内に入った者(下記(2))に奨学金を贈る。なお、複数の奨学金資格に該当する場合は、それぞれの資格ごとに奨学金を授与する。

(1) 本連盟記録突破賞

下記大会において本連盟記録を更新し、本連盟の競技水準の向上に著しく貢献した選手には、以下の3ランクの奨学金を授与する。

◆本連盟記録の突破の判断は、日本陸上競技連盟「審判ハンドブック」における日本記録の定めに従い、以下のとおり行う。

- (a) 同じラウンドでは、従来の本連盟記録を基準としてその記録を上回るすべての記録が本連盟記録突破となる。
- (b) 前のラウンドで新たに複数の本連盟記録が出た場合は、その記録の中で最高のものが次のラウンド時点における本連盟記録となっているので、当該ラウンドではその記録を上回る記録のみが本連盟記録突破となる。

※上記の場合の「ラウンド」とはトラック・フィールドともに、予選・決勝などの各々を指す。

◆奨学金のランクづけ

- Aランク — 日本記録を突破した者
- Bランク — 日本学生記録を突破した者
- Cランク — 本連盟記録を突破した者

*ただし、新種目に関しては向こう5年間、その年の記録突破者のうち記録最上位者(同記録も含む)に限り奨学金を授与する。

*ただし、AランクおよびBランクのうち、本連盟記録に該当しない種目については2022年度以降に樹立された記録に限る。加えて、Aランクについては日本学生記録に該当する種目に限り対象とする。

- (2) 各種目世界50傑以内に入った者についても奨学金を授与する。

対象期間については、年度ではなく暦年を対象とする。

(1)と(2)の両方に該当する場合は重複受賞を認める。

※ただし、対象種目は関東インカレ、オリンピック大会および世界選手権大会実施種目に限る。

(受賞者の推薦)

5. 受賞候補者の推薦は、本連盟総務委員会が行う。

(表彰を受ける種類と回数)

6. (1) 本連盟の表彰を受ける者の種類と回数は、同一種類について1回に限る。ただし、男子優秀選手賞、女子優秀選手賞、指導者功労賞はその限りではない。
- (2) 本連盟記録突破者への奨学金は、同一種目については年1回に限る。

(表彰の決定と表彰年度)

7. 本連盟の表彰は、毎年年度末までに、理事会において受賞者を決定し、翌年度の関東インカレ期間中に行う。

(奨学金の額の立案・決定)

8. 男子優秀選手賞、女子優秀選手賞、本連盟記録突破者および各種目世界50傑以内の者への奨学金の額は、年度ごとに総務委員会で検討・立案し、理事会で決定する。

(本規程の改正)

9. 本規程の改正は、理事会の決議をもって行う。

(付則)

本規程は1989年3月8日より施行する。

1993年4月7日	一部改正
1994年3月14日	一部改正
1995年3月9日	一部改正
1995年4月11日	一部改正
1996年4月22日	一部改正
1997年4月24日	一部改正
1997年9月11日	一部改正
1999年4月23日	一部改正
1999年6月16日	一部改正
2001年5月13日	一部改正
2004年4月1日	一部改正
2005年6月16日	一部改正
2008年2月29日	一部改正
2012年7月27日	一部改正
2019年2月28日	一部改正
2023年3月11日	一部改正
2025年4月8日	一部改正